

ひとりぐらし・高齢者世帯向けの福祉電話の設置

電話を設置することが困難で、安否確認や緊急対応等が必要な高齢者の方へ区所有のNTT固定電話回線を貸与します。なお、電話の利用料金は自己負担のため、利用料金をお支払いできるかた向けのサービスです。

1 対象者 (1)～(4)の全てを満たすかた

- (1) 「ひとりぐらし等高齢者登録」をしていて、安否確認や緊急対応が必要である。
- (2) 現在電話・携帯電話を契約しておらず、電話を設置することが困難である。
- (3) 生計中心者の住民税が非課税の世帯または生活保護受給世帯である。
- (4) 以前に利用料金の滞納や故意または重大な過失により貸与電話を毀損したとして福祉電話の貸与を取り消されたことがない。

2 提出書類

- (1) 利用申請書
- (2) 誓約書
- (3) 設置承諾書(賃貸住宅にお住まいの方のみ)

3 事業内容

- (1) NTT 固定電話回線の貸与
- (2) 電話回線の設置・移設・利用停止の手続き
- (3) 電話回線の設置・移設・利用停止に伴う工事費の負担

4 利用料金

- (1) 利用料金は自己負担となります。請求書又は口座振替でNTTへお支払いください。
- (2) 利用料金:月1700円～(参考)

料金内訳:基本料(回線使用料)・屋内配線使用料・通話料・ユニバーサルサービス料など

※ 実際の利用料金や内訳は、月々の通話頻度や契約内容によって異なります。

※ 奇数月の利用額が8000円未満の場合、翌偶数月分にまとめた支払いになります。

5 申請にあたって

- (1) 黒電話をお持ちでご利用になりたい場合は事前に高齢福祉課にお知らせください。
- (2) 相手先に電話番号を通知する機能につきましては、一律「**非通知**」としています。

6 設置までの流れ

① 申請書および誓約書の提出

申請受付窓口は、高齢福祉課在宅事業係及び各包括支援センターです。

② 決定通知書の送付

審査後、区から申請者へ工事日と電話番号が記入されている決定通知書を送付します。

③ 工事日に電話が繋がる ※工事当日は必ずご在宅ください。

工事が必要である場合はNTTの担当者が当日訪問します。局内工事のみの場合は訪問がありませんが、確認の電話があります。

★利用の際のご注意(必ずお読みください)

1 利用料金の支払いが遅れてしまった場合

- (1) 利用料金の滞納が続く場合、利用廃止とさせていただきます。なお、廃止後であっても、未払い分の料金はお支払いいただく必要があります。
- (2) 区の担当から、ひとりぐらし等高齢者登録の緊急連絡先またはケースワーカー(生活保護受給世帯のみ)へ相談させていただいておりますのでご協力をお願いいたします。

2 目黒区内に転居された場合

- (1) 移転工事希望の場合は、区から依頼を行いますので、必ず区の担当へ連絡をお願いします。
- (2) 賃貸住宅に転居された場合、設置承諾書の提出が必要になります。
- (3) 移設により電話番号が変わる場合があります。

3 福祉電話の利用廃止について

- (1) 次の場合は廃止となり、福祉電話は利用できません。必ず区の担当へ連絡をお願いします。
 - ① 目黒区外へ転居された場合
 - ② ひとりぐらし等高齢者登録が廃止となった場合
 - ③ 住民税が課税の世帯または生活保護受給世帯ではなくなって1年以上経過した場合
 - ④ 自身で電話・携帯電話を契約した場合
 - ⑤ 福祉電話が不要となった場合
 - ⑥ 利用料金の滞納が2か月以上続いた場合
- (2) 料金は、NTTの廃止処理が完了した日までかかります。

4 突然電話が繋がらなくなってしまった場合

- (1) 電話機や周辺機器の故障につきましては、専門の修理事業者(最寄りの電気屋等)又は家屋の所有者(賃貸住宅にお住まいの場合のみ)にご相談ください。
- (2) 紛失・故障等の費用は自己負担となります。
- (3) NTTに修理を依頼する場合は、区の福祉電話事業を利用していることをお伝えください。

●事業担当(電話の契約者名義)

目黒区健康福祉部高齢福祉課在宅事業係
東京都目黒区上目黒2-19-15
電話:03-5722-9839